

議第 111 号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する  
条例の一部を改正する条例について

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する  
条例を別紙のとおり定める。

令和 4 年 11 月 30 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

令和 5 年 4 月から、地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）が施行され、地方公務員の定年が現行の 60 歳から段階的に 65 歳まで引き上げられることに伴い、当該条例の一部を改正するもの。

## 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例 の一部を改正する条例

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成16年下呂市条例第39号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（職員の派遣）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1）～（4） （略）</p> <p><u>（5） 下呂市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p><u>（6） （略）</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>1 この条例は、平成16年3月1日から施行し、同日以後に新たに派遣する職員から適用する。</u></p> <p><u>2 下呂市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年下呂市条例第〇号）附則第2条第1項の規定による期限の延長をすることとされている職員は、下呂市職員の定年等に関する条例第4条第2項の規定により期限を延長することとされている職員とみなして、この条例の規定を適用する。</u></p>	<p style="text-align: center;">（職員の派遣）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1）～（4） （略）</p> <p>（5） （略）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この条例は、平成16年3月1日から施行し、同日以後に新たに派遣する職員から適用する。</p>

### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 【参考資料】

# 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例要綱

### 1. 改正理由

令和5年4月から、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）が施行され、地方公務員の定年が現行の60歳から段階的に65歳まで引き上げられることに伴い、当該条例の一部を改正するものです。

### 2. 概要

(1) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第2条第1項に規定する条例で定める職員に特例任用となった管理監督職を追加します。

(第2条関係)

(2) 現に定年の期限を延長する者を下呂市職員の定年等に関する条例の改正後の定年の期限を延長する者とみなし、この条例を適用します。

(制定附則第2項関係)

(3) この条例は、令和5年4月1日から施行します。

(附則関係)

